

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 城陽市

義務者 (乙)

(2) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、令和 年 月 日、本件不動産を都市計画法
第40条第2項の規定に基づき帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

令和 年 月 日 京都地方法務局宇治支局

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 城陽市
城陽市長 村田 正明

(義務者) 住所

印

登記承諾書

今般、都市計画法第40条第2項の規定による帰属のため、私所有の右記の土地はその用地となりましたから、不動産登記法第116条第1項の規定による所有権移転登記嘱託について承諾いたします。

令和 年 月 日

住所

氏 名 (印)

城陽市長 村 田 正 明 様

土地の表示

[illegible]